

## 介護保険事業のさらなる推進のための財政支援を求める意見書

平成24年度の介護保険法改正（第5期介護保険事業計画の施行）に関して、制度改革、介護報酬の改定等に伴い生じる諸課題の解決に向けては、国及び地方自治体が一丸となって取り組んでいく必要がある。

目指すべきは、日常生活圏域内で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供されるケアシステムの実現であり、将来にわたって安定した持続可能な制度である。

そのためには、まず、介護報酬の改定にあたり、地域の実情に即した適正な単価を設定することである。東京都では全国平均より人件費が20%程度高く、また、物件費をみても、同規模の地方都市と比較して家賃は40～50%程度高くなっている。これらの地域差も十分考慮し、事業所の健全な運営や介護従事者の処遇改善を進め、保険料、利用料等の利用者負担の上昇をできるだけ抑えた単価の設定が必要である。また、地域包括支援センターの適切な運営や、介護予防事業等地域支援事業の円滑な実施も挙げられる。さらに、法定負担分はもとより調整交付金の措置、財政安定化基金への拠出等の国庫負担の拡充も不可欠である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、来年度からの介護保険事業に関して、上記の諸課題を解決し得る十分な財源の確保を、強力に求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年10月20日

江東区議会議長 堀川幸志

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} あて